第六十九条第一項中「失業等給付」の下に「及び育児休業給付（以下「失業等給付等」という。）」を、「第二項の規定」の下に「（これらの規定を第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十条中「失業等給付」を「失業等給付等」に改める。

第七十二条第一項中「第六十一条の六第一項」を「第六十一条の七第一項」に改め、「災害」の下に「、第三十七条の五第一項第三号の時間数」を加える。

第七十三条中「請求」の下に「又は第三十七条の五第一項の規定による申出」を加える。

第七十四条中「失業等給付」を「失業等給付等」に改め、「規定」の下に「（これらの規定を第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　年度の平均給与額が修正されたことにより、厚生労働大臣が第十八条第四項に規定する自動変更対象額、第十九条第一項第一号に規定する控除額又は第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更した場合において、当該変更に伴いその額が再び算定された失業等給付等があるときは、当該失業等給付等に係る第十条の三（第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による未支給の失業等給付等の支給を受ける権利については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十一条第一項の規定を適用しない。

第七十六条第一項中「雇用していた」の下に「と認められる」を加え、同条第四項中「雇用継続給付」の下に「又は育児休業給付」を加える。

第七十七条中「失業等給付」を「失業等給付等」に改める。

第七十九条第一項中「雇用していた」の下に「と認められる」を加える。

第八十五条中「失業等給付」を「失業等給付等」に改める。

附則第三条中「第十四条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

附則第四条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「の者、同項」及び「の者、第二十四条の二第一項」を削る。

附則第五条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「の者、同項」及び「の者、第二十四条の二第一項」を削る。

附則第十条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「の者、同項」及び「の者、第二十四条の二第一項」を削る。

附則第十一条の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二を削る。

附則第十二条の二中「第六十一条の六第四項」を「第六十一条の四第四項」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第十四条第一項及び第二項中「平成三十一年度」を「令和三年度」に改める。

附則第十五条中「平成三十二年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第二条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　業務災害に関する保険給付（第十二条の八―第二十条）」を「第二節　業務災害に関する保険給付（第十二条の八―第二十条）　第二節の二　複数業務要因災害に関する保険給付（第二十条の二―第二十条の十）」に改める。

第一条中「又は通勤による」を「、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による」に、「又は通勤により」を「、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により」に改める。

第二条の二中「業務上の事由」の下に「、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由」を加える。

第七条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　複数事業労働者（これに類する者として厚生労働省令で定めるものを含む。以下同じ。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付（前号に掲げるものを除く。以下同じ。）

第七条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第八条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前二項の規定にかかわらず、複数事業労働者の業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は複数事業労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡により、当該複数事業労働者、その遺族その他厚生労働省令で定める者に対して保険給付を行う場合における給付基礎日額は、前二項に定めるところにより当該複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額とする。

第八条の二第一項中「又は休業給付」を「、複数事業労働者休業給付又は休業給付」に改め、同項第二号中「この条」の下に「及び第四十二条第二項」を加える。

第八条の三第二項中「同条第二項中」の下に「「休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して一年六箇月を経過した日以後の日であるとあるのは「年金たる保険給付を支給すべき事由がある」と、」を、「次条第一項」と」の下に「「休業給付基礎日額」とあるのは「年金給付基礎日額」と」を、「遺族補償年金」の下に「、複数事業労働者遺族年金」を加える。

第八条の四中「遺族補償一時金」の下に「、複数事業労働者障害一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金」を加える。

第十一条第一項中「、遺族年金」を「、複数事業労働者遺族年金については当該複数事業労働者遺族年金を受けることができる他の遺族、遺族年金」に改め、同条第三項中「ついては第十六条の二第三項に」の下に「、複数事業労働者遺族年金については第二十条の六第三項において準用する第十六条の二第三項に」を加える。

第十二条第二項中「業務上の事由」の下に「、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由」を、「遺族補償年金」の下に「、複数事業労働者遺族年金」を、「休業補償給付」の下に「、複数事業労働者休業給付」を、「障害補償一時金」の下に「、複数事業労働者障害一時金」を加え、同条第三項中「休業補償給付」の下に「、複数事業労働者休業給付」を、「傷病補償年金」の下に「、複数事業労働者障害給付若しくは複数事業労働者傷病年金」を加える。

第十四条第一項ただし書中「労働する日」の下に「若しくは賃金が支払われる休暇（以下この項において「部分算定日」という。）又は複数事業労働者の部分算定日」を加え、「当該労働」を「部分算定日」に改める。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　複数業務要因災害に関する保険給付

第二十条の二　第七条第一項第二号の複数業務要因災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一　複数事業労働者療養給付
二　複数事業労働者休業給付
三　複数事業労働者障害給付
四　複数事業労働者遺族給付
五　複数事業労働者葬祭給付
六　複数事業労働者傷病年金
七　複数事業労働者介護給付